

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置について

当社は、資源エネルギー庁から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の支払猶予等に係る要請を受けたことから、対象となるお客さまについて、電気料金の支払期日を原則として1カ月間延長する特別措置を講じますので、お知らせします。

この特別措置を実施するため、電気特定小売供給約款および離島供給約款について、本日、経済産業大臣に必要な申請を行い、認可・承認されました。あわせて、小売電気事業者にも同様の特別措置を行うこととし、本日、託送供給等約款についても、経済産業大臣に必要な申請を行い、認可されました。

具体的な特別措置は以下の通りです。

<当社と電気のご契約をいただいているお客さま>

1. 特別措置の対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま*¹で、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用のお申し出をいただいたお客さま

* 1…緊急小口資金または総合支援資金の貸付を受けているお客さま。

2. 特別措置の内容

2020年3月分（支払義務発生日が3月19日以降となるものに限ります。）、4月分および5月分の電気料金の支払期日*²を原則として各々1カ月間延長します。

* 2…支払期日は、支払義務発生日から31日目の日。

3. 特別措置の申し込み受付開始日

2020年3月25日（水）

4. 特別措置の申し込み方法

受付専用フリーダイヤルまでお申し込みください。

～当社と電気のご契約をいただいているお客さまのお申し込み先～

受付専用フリーダイヤル

0120-715-303（受付時間 平日9時～17時）

（注）3月24日（火）までのお問い合わせについては、最寄りの当社セールスセンターフリーダイヤルまでご連絡ください。

なお、離島供給約款適用の島根県隠岐島（島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島）および山口県見島のお客さまは、当社ネットワークサービスセンター（0120-313-608）までお申し込みください。

＜新電力をはじめとした電力会社さま＞

1. 特別措置の対象となる小売電気事業者

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている電気の利用者を需要者とする小売電気事業者で、一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用のお申し出をいただいた小売電気事業者

2. 特別措置の内容

電気の利用者を需要者とする供給地点において、2020年3月分（料金算定日が3月19日以降となるものに限ります。）、4月分および5月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日^{*3}を、原則として各々1カ月間延長します。

*3・・・料金算定日から31日目の日を支払期日としています。

3. 特別措置の申し込み受付開始日

2020年3月25日（水）

4. 特別措置の申し込み方法

当社のネットワークサービスセンターまでお申し込みください。

～新電力をはじめとした電力会社さまのお申し込み先～

送配電カンパニー ネットワークサービスセンター

広島市中区小網町6番12号 中電工 平和大通りビル7階

082-544-2673

以 上